

団体の代表者 様

長野県産業労働部長  
(公印省略)

平成 27 年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰について (依頼)

職業能力開発行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省から標記表彰に係る被表彰候補者の推薦依頼がありました。

については、長野県知事が推薦する被表彰候補者としてふさわしいと認められる方が貴下所属にいらっしゃる場合は、下記事項に御留意の上、推薦書類を提出してください。

記

- 1 提出期限 平成 27 年 2 月 12 日 (木) (必着。郵送の場合は当日消印有効)
- 2 提出先 〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県産業労働部 人材育成課 人材育成支援係あて
- 3 提出書類及び提出方法
  - ・ 提出する書類は別紙「提出書類一覧表」のとおりです。「提出書類一覧表」に記載の書類及び部数を提出してください。
  - ・ 書類を提出する際は、別添「提出書類確認表」を添付して提出してください。
  - ・ 提出書類のうち、様式第 2 の 1 「調書 (1)」「調書 (2)」については、書類での提出のほか、電子データを保存した USB メモリ又は CD を同封するか、別途電子メールに添付して提出してください。
  - ・ 推薦書類の各様式は、厚生労働省のホームページ内「現代の名工 (卓越した技能者) 表彰制度のコーナー」に掲載されていますので、電子データをダウンロードすることができます。  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syokunou/meikou/index.html>)  
(現在は、平成 26 年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰について掲載されていますが、12 月末までに平成 27 年度実施要領等の掲載予定となっておりますので参考にしてください。)
  - ・ 「技能者表彰実施要領」について、厚生労働省のホームページ内「現代の名工 (卓越した技能者) 表彰制度のコーナー」に掲載されておりますが、上記によりがたい場合は、「技能者表彰実施要領」を郵送しますので、人材育成課まで請求してください。(郵送は、1 月中旬以降。部数に限りがございます。)  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syokunou/meikou/index.html>)

#### 4 推薦に当たっての留意事項

- (1) この表彰制度は、その有する技能が全国を通じて最高水準にある優秀な技能を持った方を表彰する制度ですので、「功労」のみに着目した推薦や調書の作成は控え、その方の持つ「技能」が他の方に比べいかに優れているのかや、いかなる理由に基づいて卓越していると判断できるかを、具体的かつ客観的に検討した上で推薦してください。
- (2) 女性の技能者については、積極的に推薦してください。
- (3) 経験年数及び年齢の要件については、平成 17 年度から不問とされていますので、若年・中堅の技能者についても積極的に推薦してください。
- (4) 基幹的、工業的職種の雇用労働者についても積極的に推薦してください。
- (5) 原則として、卓越技能者知事表彰受賞者を推薦してください。但し、平成 17 年度から「若年・中堅の技能者の適格者であれば、必ずしも知事表彰を受けた者でなくとも、推薦は可能である。」とされました。
- (6) 技能者的な側面はあるものの、その方の職歴等から総合的に判断して、社会通念上技術者とみなされる方は推薦の対象から除いてください。
- (7) 本表彰制度は、現役の技能者を表彰するものであるため、過去において卓越した技能を有していたが、現在は専ら経営管理者となっている方又は団体役員を兼ねている方等で、技能の程度が低くなっている方など、現役性に欠ける方については推薦しないようにしてください。
- (8) 候補者の推薦に当たっては、過去において禁錮以上の刑に処せられた事実又は他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことをよく確認してください。また、被推薦者が当該事業所の役員である場合においては、当該事業所にも過去 1 年程度社会的批判を受けるような事実がないことを確認してください。

なお、推薦後にそれらの事実が発生した場合や明らかになった場合は、速やかに連絡してください。

#### 5 表彰の方法

表彰は、東京都内において厚生労働大臣が被表彰者に対して、表彰状、卓越技能章及び褒賞金（目録を手交し、後日口座振込）を授与して行います。（従来、職業能力開発促進月間の一環として 11 月に実施）

#### 6 その他

- (1) 被表彰候補者の推薦後、候補者の身分上の変動（人事異動、転職、住所変更等）その他提出書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに連絡してください。
- (2) 被表彰者となった方の個人情報（氏名、年齢、職業、就業先、技術功績概要、顔写真）については、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載されますので、この旨あらかじめ被推薦者に説明し同意を得てください。
- (3) 例年、必要書類の提出漏れ、誤記入等により、後日、提出や訂正を依頼する例がありますので、十分確認してください。
- (4) 書面審査の性質上、調書の記述内容的確性やわかりやすさが結果を左右することがあるので留意してください。例年、審査委員から指摘が多い事例について厚生労働省より下記のとおり通知がありましたので記述の際の参考としてください。

- ア 表現が客観性に欠ける
- ・ 非常に優れている  
→ 他と比較してどう優れているか数値等で表現
  - ・ 短時間で加工できる  
→ 通常3時間かかる加工を1時間でできる等
  - ・ 精度が向上した  
→ 標準公差 $\pm 0 \mu\text{m}$ が $\pm \Delta \mu\text{m}$ に向上した等
- イ 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確
- グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分についても具体的に記載する。
- ウ 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ
- ハード（機械）やソフトで代替できない本人の技能の高さがわかるよう記載する。
- エ 製品の紹介のみで技能の関与が不明確
- その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にする。
- オ 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい
- 全国から選定されることから、全国ないし世界レベルでみた場合にどの程度、優れているのか記載する。（地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その事情を客観的に記載する。）
- (5) 前年度と同じ被推薦者の場合、調書等の記載内容及び資料が前年度と全く同じものとされている事例が見受けられますが、審査委員に対して被推薦者の功績等をより一層アピールするよう記載内容を工夫してください。

担 当	人材育成課 人材育成支援係 (課長) 鈴木英昭 (担当) 宮下英幸
電 話	026-235-7202
ファクシミリ	026-235-7328
電子メール	jinzai@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

## 提出書類一覧表

- 調書(1) 都道府県(様式第2の1) . . . . . 2部
- 調書(2) 都道府県( " ) . . . . . 2部
  - ・ 記載に当たっては、実施要領の中の調書記載要領に留意の上、記入してください。
  - ・ 調書(1)(2)の「都道府県番号」欄は「20」と記入してください。
  - ・ 調書(1)の「生年月日」、「職種」欄は、平成27年11月1日を現在で記入してください。
  - ・ 調書(2)の「推薦順位等」欄には何も記入しないでください。
  - ・ 調書(2)の「推薦団体又は推薦者及び推薦理由」欄に社印及び代表者印は不要です。
  - ・ 調書(2)の枚数は、3枚以内としてください。
  
- 専門的・技術的分野に関する用語等の資料(様式任意) . . . . . 2部
  - ・ 調書に記載した専門的・技術的分野に関する用語については、すべてふりがな及び簡単にわかる説明を付してください。
  
- 作品及び作業風景の写真をA4版の紙面に貼り付けたもの及びそのカラーコピー . . . . . 1部+コピー2部
  - ① 被推薦者の作品及び作業風景写真(カラー鮮明なもの)をA4版紙面に貼り付け、台紙左上に「職業部門」と「氏名」を記入したもの(A4版紙面10枚以内とすること) . . . . . 1部
  - ② ①のカラーコピー . . . . . 2部
  
- 住民票の写し . . . . . 2部
  - ・ 被推薦者のもの(うち1部はコピーでも可)
  
- その他の資料 . . . . . 2部
  - 調書における説明の裏付けとなるもので、新聞・雑誌等の記事、説明書・図面、写真、特許、実用新案等、本人の技能功績が端的に、できる限りわかりやすい内容のものを厳選して提出してください。(実施要領3頁参照)
  - 調書(1)の表彰、免許、資格等の欄に記入した場合は、その賞状等の写しを提出してください。
  - すべての資料は、紙媒体、A4版とし必要最小限の分量としてください。

★ 書類の提出に当たりましては、「技能者表彰実施要領」P21に従い、よく整備した上で提出してください。

★ 提出された書類は一切返却されませんので、返還を要する資料は提出しないでください。

★ 調書の様式は、厚生労働省のホームページから電子データをダウンロードすることができます。(現在は、平成26年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰について記載されておりますが、12月末までに平成27年度実施要領等の掲載予定となっておりますので参考にしてください。)